

## 公 示

財団法人日本ダム協会はダム工事総括管理技術者認定事業の実施要領の一部を改訂し、平成23年度から実施するので公示します。

平成23年3月10日

財団法人日本ダム協会

会長 葉 山 莞 児

### ダム工事総括管理技術者認定事業の趣旨

ダムは地点毎に自然環境・水文・地形・地質が異なり、基礎岩盤や材料などに予見不可能なことも多い。堤体と基礎岩盤は強大な荷重や水圧に耐える強度や安定性、水密性、耐久性を要求され、ダム構築後はその内部の修復は困難である。設計が意図する品質は厳密なコンクリートの品質管理など高度の施工管理のもと、施工段階で造り込むことを要求される。水と自然を相手に治水・利水の安全と便益をもたらす最重要の構造物を造るダム技術は、総合性と厳密性を要する固有で特徴的な技術である。

ダム工事は大規模で複雑な重要構造物を構築する総合工事であり、他の大規模土木工事と比較しても、転流工、原石採取工及び骨材、コンクリート製造設備等の仮設備の施工に極めて高度な技術力を要する。近年、RCD工法、ELCM等合理化施工法の改良・進展、CFRDや台形CSGダム等への取り組み、地質条件の多様化等に対応した技術開発の導入等により施工技術が向上してきた一方、公共事業投資削減の動向の中、堤体及び基礎の設計・施工、施工設備、材料その他について一層のコストダウンが要請されている。

ダムサイトの条件等を適切に配慮した設計に従いダムの安全等の品質と機能を施工の場で造り込むためには、設計理念への理解力と企画・判断力、最適な施工計画・施工設備立案能力、錯綜する工種・工程を調整して施工する豊富な経験に裏付けられた高度の技術力と施工管理能力が、また、地震や洪水など如何なる事態が発生しても適切に対処できる危機管理能力が必要である。他方、地球環境保全や生態系の保護の要請も強まり、ダム工事の廃棄物の最小化やリサイクル、有効利用など、ダム工事が直面する課題は非常に複雑になっており、地域社会との融和や自然環境保全などに対応する実務能力も不可欠である。

このような状況の中で、ダム工事の元請け施工者の責任技術者として、所定の品質のダムを経済的、効率的かつ安全に建設する豊富な経験と高度の技術力及び技術者倫理を保持し、部下を督励して適正かつ円滑にダム工事を遂行し、現場事業所経営をも含む総合的管理業務を司る技術者の確保が、ダム工事の発注者及び施工者の双方から求められている。これに対処するためダム工事総括管理技術者認定事業を実施するものである。

# 要 綱

## 1. 目的

財団法人日本ダム協会（以下、「協会」という。）は、ダム工事に関する高度の技術力と技術者倫理を保持し、品質と経済性に優れたダムを効率的かつ安全に建設するダム工事の総括的管理業務を司る技術者を養成し、もって施工者のダム技術者の知識及び技術の向上を図ることを目的として、ダム工事総括管理技術者の認定に係る審査、合格者の登録、証明その他必要な事業を実施する。

## 2. 審査

審査は、ダム工事の基礎的知識・技術を問う1次審査と、ダム工事の専門的知識・技術を問う2次審査とにより実施する。

### (1) 1次審査

ダム工事の基礎的知識・技術に関する多肢択一式試験及び小論文試験、又は多肢択一式試験及び小論文試験に代えて行う面接試験

### (2) 2次審査

ダム工事の専門的知識・技術に関する論文試験及び口頭試験  
この審査・試験等は日本語で行う。

## 3. 審査委員会

### (1) 審査等を行うため、審査委員会を設ける。

- 1) 審査委員会委員は、学識経験者、ダム事業の関係機関等の役員・職員等の中から、協会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。
- 2) 委員の定数は13名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3) 審査委員会委員長は委員の互選により選出する。
- 4) 審査委員会は委員長が招集する。
- 5) 審査委員会の権能は次のとおりとする。
  - ① 認定事業の実施方針・実施計画等の決定
  - ② 受験者の資格要件の審査
  - ③ 試験問題の作成、審査の実施、合否の判定及び資格認定
  - ④ その他、審査等に関する重要事項の審議・決定

### (2) 審査委員会の下に試験問題作成幹事会を設ける。

#### 4. 現地研修

2次審査合格者を対象に設計・施工技術及びダム工事総括管理技術者が知悉しているべき事項を実地指導し教授するため、ダム現地研修を課し、これを登録の条件とする。

#### 5. 合格者の認定

審査委員会は2次審査に合格し、現地研修を修了した者について、最終合格者として認定する。

#### 6. 称号の付与、登録及び証明

- (1) 会長は、認定に係る審査等に合格し、現地研修を修了した者について「ダム工事総括管理技術者（Certified Chief Managing Engineer for Dam Construction）」の称号を付与して登録原簿に登載し、認定証及び登録証明書を交付する。
- (2) 登録の有効期間は5年とする。
- (3) 会長は登録したダム工事総括管理技術者について、協会の機関誌及びホームページ等で公示する。

#### 7. 合格者の知識及び技術の維持に関する措置

- (1) 会長は登録後5年を経過した者について、知識及び技術の維持のための講習会を開催するものとする。
- (2) 会長は講習会を受講した者について、登録を更新する。

#### 8. その他

小規模ダム工事総括管理技術者の登録更新は、7. に準じて実施する。

## 実施要領

ダム工事総括管理技術者認定事業（以下、「認定事業」という。）で実施するダム工事総括管理技術者の認定に係る審査（以下、「認定試験」という。）の実施方法等について、次のとおり定める。

### 1. 認定試験の実施回数、時期、場所

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| (1) 実施回数 | 毎年1回                      |
| (2) 実施時期 | 1次審査：5月～6月<br>2次審査：7月～10月 |
| (3) 実施場所 | 1次審査：東京都内<br>2次審査：東京都内    |

### 2. 受験者の資格要件

#### (1) 1次審査の受験者

- ① ダム工事の元請け施工者現場事業所の職員として実務の経験10年以上の者又はダム工事現場の実務の経験7年以上を含む土木工事現場の実務の経験15年以上の者で、一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者
- ② 審査委員会が①と同等以上の知識及び技術を有すると認める者
- ③ 多肢択一式試験および小論文試験に代えて面接試験を受けることができる者は、①の条件を満たす小規模ダム工事総括管理技術者とする。

#### 【用語の定義】

この認定試験でいうダム、ダム工事、実務の経験の定義は次のとおりとする。

イ. ダムとは、堤高15m以上の貯水用の施設とする。

堤高15m未満の堰、砂防ダム、鉱滓貯留堰堤、海中ダム、塵芥処分場のコンクリート擁壁等技術体系が異なるものはこの認定試験でいうダムに該当しない。

ロ. ダム工事とは、コンクリートダム、フィルダムまたは台形CSGダムの堤体工事をいう。

堤体工事と原石採取・骨材製造工事（フィルダムまたは台形CSGダム工事にあって材料採取製造・運搬工事）が分離発注されたダムにおいては、原石採取・骨材製造・材料製造・運搬工事もダム工事に含むものとする。

仮排水路工事、トンネル工事、道路工事、発電所工事、ゲート設備工事その他の付帯工事や関連工事は、この認定試験でいうダム工事に該当しない。

ハ. 再開発工事等に係るダム工事については該当の適否を案件ごとに判定する。

ニ．実務の経験とはダム現場の従事経験をいい、本支店等の内勤、関係機関等への出向等に係る業務は、原則として実務の経験の期間に含まない。

(2) 2次審査の受験者

① 1次審査の合格者（面接試験合格者を含む）

1次審査の合格者で、やむを得ぬ事由により当該年度の2次審査を受験出来なかった者は、1次審査合格年度の次の年度から3年間に限り2次審査を受験することができる。

② 2次審査不合格者で再受験する者

2次審査で不合格の判定を受けた者は、最初に不合格の判定を受けた年度の次の年度から3年間に限り1次審査を免除し、2次審査を再受験することができる。

③ 平成13～17年度の審査で一型式資格を取得した者で他型式を追加受験する者

合格年度から2次審査追加受験までの年限は問わない。ただし、2次審査を追加受験して不合格の判定を受けた場合の再受験は、追加受験で最初に不合格の判定を受けた年度の次の年度から3年間に限る。

### 3. 試験の方法

(1) 1次審査

多肢択一式試験及び小論文試験により行う。

多肢択一式試験及び小論文試験に代えて行う面接試験は、審査委員会が定めたテーマに関する論文を予め提出することとし、当該論文に基づき行う。

(2) 2次審査

論文試験及び口頭試験を通じて、ダム工事総括管理技術者としての技術力と企画力・判断力、道義規範、説明力等を審査する。

1) 論文試験

コンクリートダム及びフィルダム各一カ所について 当該ダムの設計・施工の付与条件及び付属図面を提示し、これを参考として品質、工期短縮及び経済性を満足する施工計画・施工管理の考え方を施工計画書として記述させ、これを審査する。

2) 口頭試験

施工計画書の審査結果に基づき、その着眼点、留意点の考え方・問題点等に関して審査すると共に、ダム工事に関する知識・技術力を審査する。

併せて、技術者倫理及びダム工事に係る総括管理業務を司る能力を審査する。

#### 4. 合否の判定基準

1次審査、2次審査の合否判定基準は次のとおりとする。

(1) 1次審査

筆記試験及び小論文試験、又はこれらに代えて行う面接試験の成績が優秀であり、ダム工事に関する基礎的知識・技術を保持していると認められること

(2) 2次審査

コンクリートダム及びフィルダム両型式のダム工事の施工計画に関する論文が優秀であり、高度の技術力及び技術者倫理を保持し、施工者のダム工事現場の責任技術者として部下を督励して適正かつ円滑に工事を施工し、現場事業所経営も含む総括的管理業務を司ることができると認められること

#### 5. 試験等の手数料

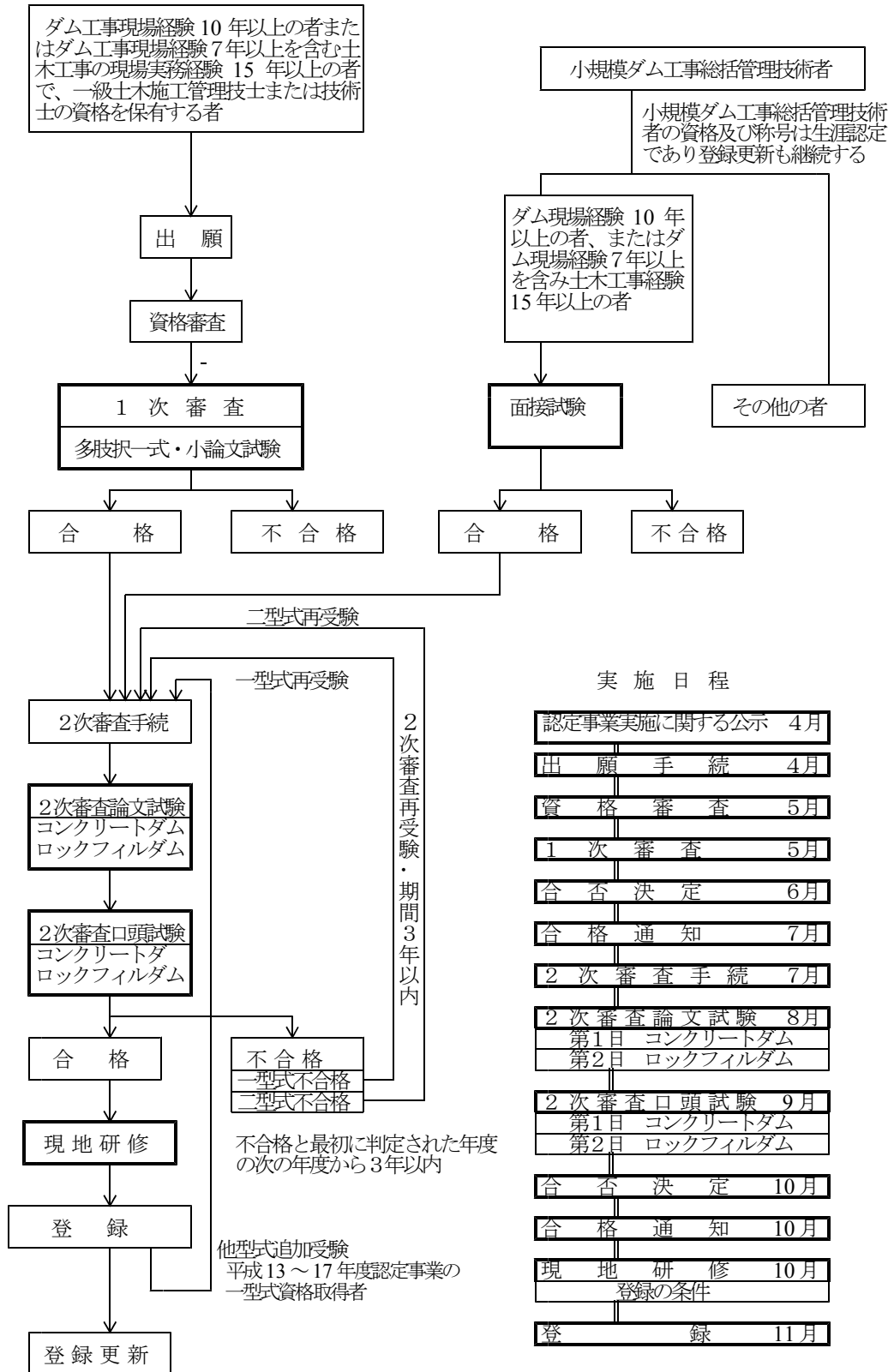
- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 1次審査受験料             | 30,000円（消費税別。以下同じ。）                         |
| (2) 2次審査受験料             | 170,000円                                    |
| (3) 現地研修料               | 110,000円                                    |
| (4) 登録料                 | 30,000円                                     |
| (5) 2次審査再受験料            | 85,000円（一型式再受験、他型式追加受験）<br>170,000円（二型式再受験） |
| (6) 登録更新料               | 25,000円（講習会受講料10,000円を含む）                   |
| (7) 小規模ダム工事総括管理技術者登録更新料 | 10,000円                                     |

#### 6. 付則

この実施要領は平成23年4月1日から実施する。

# 審査のフロー

ダム工事総括管理技術者の認定に係る審査



実施日程

認定事業実施に関する公示	4月
出願 手 続	4月
資 格 審 査	5月
1 次 審 査	5月
合 否 決 定	6月
合 格 通 知	7月
2 次 審 査 手 続	7月
2 次 審 査 論 文 試 験	8月
第1日 コンクリートダム	
第2日 ロックフィルダム	
2 次 審 査 口 頭 試 験	9月
第1日 コンクリートダム	
第2日 ロックフィルダム	
合 否 決 定	10月
合 格 通 知	10月
現 地 研 修	10月
登録の条件	
登 録	11月